

消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会
及び
消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会
平成29年度第2回合同会議
議事要旨

1. 日時 平成29年12月7日(木) 14:00~16:00

2. 場所 経済産業省別館3階312会議室

3. 出席者

(消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会)

升田議長、伊藤委員、河津委員、倉貫委員、佐々木委員、田辺委員、東郷委員、
新倉委員、唯根委員、和田委員

(消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会)

齋藤議長代理、小坂委員、越山委員、徳田委員、横矢委員

(事務局)

消費者安全調査委員会事務局(消費者庁)

福岡審議官、野田消費者安全課長、尾崎消費者安全課事故調査室長、
柳川消費者安全課政策企画専門官

経済産業省

和田製品安全課長、大澤製品事故対策室長、橋爪製品事故対策室室長補佐

(注1) 合同会議の庶務は、消費者安全調査委員会事務局と経済産業省が合同で行う。

欠席者

(消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会) 長田委員

4. 議事

(1) 開会

(2) 議事

ア 報告事項

重大製品事故の受付・公表状況及び重大製品事故公表等処理状況について

イ 審議事項

1 調査の結果、重大製品事故ではなかった案件について

2 原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件について

3 原因究明調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断する案件について

(3) 閉会

5. 議事概要

・事務局より、資料に沿って説明を行った。委員からの発言概要は以下のとおり。

ア 重大製品事故の受付・公表状況及び重大製品事故公表等処理状況について

・資料3に沿って、項目ごとに消費者庁より説明

委員から意見等はなかった。

イー１ 調査の結果、重大製品事故ではなかった案件について

・資料４－（１）及び資料４－（２）に沿って、案件ごとに消費者庁より説明

イー２ 原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件について

・資料５－（１）、資料５－（２）に沿って、案件ごとに経済産業省より説明

委員

A201600736について、拡炎版の爪が折れた場合は、上下を逆にして設置されてしまう可能性は大いにある。爪の構造上がもろいものであれば、フェールストップ機能を効かせるような構造にできなかったのか。

NITE

燃焼筒につけられている拡炎板は燃焼筒の本体に溶接されている。強度は、約２万時間使用された同等品で、この拡炎板を燃焼筒から引きはがすのに200ニュートンほどの力を複数回加えてようやく破断するというものであり、簡単に破損するものではない。この事案も、使用中に折れた場合は、燃焼筒の中で倒れることはあるが、上下逆に置かれるという状況にはならないため、上下逆に設置した方が介在すると推測している。

委員

A201600749の学校のガスオープンレンジについて、「当該製品は、37年前に購入されたものであり、外観に異常は認められず、現在も継続して使用されている」となっているが、現在も継続して使用してよいのか。

また、「当該製品は、扉を開けた状態で点火操作を行う仕様であった」とあり、使用者は点火不良に気づき、扉を空けて再点火したとなっているのが、事故原因の「専ら誤使用や不注意の使い方」と考えられる部分はどこの部分か。また、「37年前に購入されたものであり」という部分は、ここは何も生かされないのか。

経済産業省

本案件については、事故の事象が経年劣化によるものではなかったため、経年劣化を理由に使用を中止すべき製品であるという判断はできなかった。

製品に異常は見当たらなかったが、なかなか着火せず未燃ガスが滞留し、そこで点火することで未燃ガスに着火する事例は、比較的新しい商品でもしばしば起こる事象である。そのような背景から、使用者側の誤使用があったのではないかと判断している。

新しい製品のほうが安全性は高いため、長期間使用している製品の交換については呼びかけてまいりたい。

・資料５－（３）に沿って、案件ごとに経済産業省より説明

委員

A201600340の電気ポットについては、本来は子どもが誤って押して熱湯が出ることを防止するためのチャイルドロック機能であり、起こってはいけない事故だと考えている。業界等にも、本件のような事案があったこと、実際、何歳の子どもの、どういう環境で発生したのか詳しく情報共有していくことが事故の未然防止につながる。

経済産業省

乳児が事故に遭われた事案であり、こういう事象が起きたということは、メーカーはもとより、産業界にもフィードバックしていきたい。

委員

A201600626の電動歩行車について、電動歩行車は歩行器の中で介護保険制度で新たに追加

された品目であり、いろいろなアシスト機能がついているが、その機能と使われる方の心身機能が十分マッチングしていない可能性がある。本件の使用者はどのような介護度の方だったのか。歩けるような比較的軽度の方にアシストとしてこのような製品が必要であり、今後がさらに市場に出回ることが予想されるため、注視していただきたい。

経済産業省

使用者は80歳の男性だった。今後も類似製品による製品事故の動向は注視したい。

イー3 原因究明調査を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断する案件について

・資料6に沿って、案件ごとに経済産業省より説明

委員

A201600654とA201600724のライターについて、表記にばらつきがある。繰り返し使う、使い捨てでないライターは、オイル式であってもガス式であっても「注入式」と呼ぶため、「オイル注入式」、「ガス注入式」と書くなど、統一できないか。

消費者庁

ご指摘を踏まえ検討する。

委員

今回、リコール関連製品での事故が2件報告されたが、この委員会にリコール中の製品の事故が上がってくるということは、どのように考えればいいのか。

消費者側からみると、リコール中の製品で、また違うところに複数の問題があるような製品を指摘されてしまうということはかなり問題ではないか。リコール中でも該当箇所であれば普通に考えればよいという判断なのか。

座長

従来、リコール中の製品による事故の場合、リコールの対象箇所かどうかはきちんと区別されて、説明されている。

経済産業省

リコールについてご関心があるということなので、次回の小委員会のときは、リコール品でどのぐらい事故があったのかというのをご報告させていただきたい。

座長

また、製品のリコールについては、NITEのホームページに公表されており、そちらもご参照いただきたい。

経済産業省

リコールの実効性を上げることは非常に重要だと考えている一方、リコール事象と異なる原因による事故であっても、リコール中の製品であることが強調されると、事業者の自主的なリコールの取組が萎縮することもありえるため、バランスを見きわめて対応したい。経済産業省として、現在行われているリコールの普及に努めてまいりたい。

——了——

お問合せ先

産業保安グループ 製品安全課 製品事故対策室

電話：03-3501-1707

FAX：03-3501-2805